

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大樹の会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、交通費を支払うことができる。

2 交通費は、1回につき1,000円とする

(評議員の報酬等)

第4条 評議員に対して、報酬は支給しない。

(役員の報酬等)

第5条 理事及び監事に対して、報酬は支給しない。

2 前項の規程にかかわらず、法人の財産状況を監査する監事のみ3万円を支払うこととする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費等を支給することができる。

2 旅費は、職員の旅費規程と同等とする。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(摘要除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附則

1 この規程は、平成29年4月1日より適用する。